

県立学校 iPad 修繕業務仕様書

1 業務名

県立学校 i P a d 修繕業務

2 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 適用範囲

本仕様書は、大分県が発注する「県立学校 i P a d 修繕業務」（以下「本業務」という。）に適用する。本仕様書に記載のない事項であっても、業務の発注者（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）双方が協議して定めた業務はこれを遵守するとともに、乙は本業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）に周知徹底し、業務の遂行にあたらなければならない。

4 業務内容

乙は、修繕物件について、端末引取り、診断、キーボード正常動作確認、ラベル内容の確認、ラベル剥がしを行い、修繕手配をするほか、修繕完了後に、動作確認、キーボード取り付け、清掃、ラベル作成、ラベル貼り付けを行い、教育DX推進課へ修繕対象物件及びシリアル番号等の報告、端末配送、履歴管理をするものとする。

また、導入時にフィルムが貼られている端末は、同じ型番のフィルムを手配し、貼り付けを行うこと。型番は機器納入事業者または教育DX推進課に確認すること。

画面割れ及び液晶故障以外の修繕手配にあたっては、Apple Japan 合同会社、Apple Inc. 及びその関連会社（以下「Apple」という。）の認定している正規のサービスプロバイダやAppleStoreを通じてApple純正部品を使った修理を行うものとする。

1カ月あたりの修繕件数に上限は設けないものとする。

修繕対象物件の修繕が完了した場合は、おおむね2週間ごとに修理が完了したものをとりまとめ、教育DX推進課へ提出するものとする。

5 修繕内容の変更について

修繕内容については、Apple認定の正規サービスプロバイダ等へ修繕対象物件を配送し、到着後に実機検査を行った上で確定する。

実機検査の結果、別の問題が見つかるなど、修繕内容の変更が生じた場合は、乙は甲に対し変更内容及び追加経費の要否を報告し、必要な指示を受けること。